

道路特定財源の確保を求める意見書

道路整備は、市民生活の利便や安全・安心、地域の活性化にとって不可欠であり、住民要望も強いものです。

現在、地方においては、高速道路など主要な幹線道路のネットワーク形成を初め、防災対策や通学路の整備などの安全対策、さらには救急医療など市民生活に欠かすことのできない道路整備を鋭意行っています。

また、橋梁やトンネルなどの道路施設の老朽化が進んでおり、その維持管理費用も年々増大しています。

こうした中、仮に現行の道路特定財源の暫定税率が廃止された場合、地方においては約9,000億円の税収が減少し、さらに地方道路整備臨時交付金制度も廃止された場合には、合わせて1兆6,000億円規模の減収が生じることになります。

こうした事態になれば、本市では7億6,000万円以上の減収が生じることとなり、厳しい財政状況の中で道路の新設はもとより着工中の事業の継続も困難となるなど、道路整備は深刻な状況に陥ることになります。

さらには、教育や福祉といった他の行政サービスの低下など市民生活に深刻な影響を及ぼす可能性もあります。

よって、国におかれては、現行の道路特定財源の暫定税率を堅持し、関連法案を年度内に成立させるよう強く要請します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成20年3月19日

上田市議会議長 土 屋 陽 一